

日本ボーイスカウト山口県連盟規約

(平成20年6月8日一部改正施行)

日本ボーイスカウト山口県連盟

日本ボーイスカウト山口県連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 日本ボーイスカウト山口県連盟(以下「県連盟」という。)と称す。

(目的)

第2条 県連盟は、財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規定(以下「教育規定」という。)に従い、県内のボーイスカウト運動を推進し、地区相互間並びに同様の目的をもつ他の団体との間に友好関係を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 県連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 指導者の養成並びに資質の向上に関する事業
- (2) 各地区及び各団の指導援助並びに連絡提携に関する事業
- (3) ボーイスカウト運動の啓発並びに普及に関する事業
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(加盟登録)

第4条 県連盟は、年次総会終了後教育規定第2章に従い加盟登録する。

第2章 組織

(組織)

第5条 県連盟は、財団法人ボーイスカウト日本連盟(以下「日本連盟」という。)に加盟登録されている県内の団及び県内の加盟登録した人をもって構成する。

(地区)

第6条 県連盟は、連盟地域内の地理的条件、加盟団の状況及び社会的形態を考慮して、原則として次の地区に区分する。

- (1) 第1地区 岩国市 柳井市 玖珂郡 熊毛郡 大島郡
- (2) 第2地区 光市 下松市 周南市
- (3) 中部地区 山口市 防府市 萩市 長門市 阿武郡
- (4) 西部地区 宇部市 山陽小野田市 美祢市 下関市

第3章 会議

(会議)

第7条 県連盟の教育及び運営の機構として、総会、理事会、常任理事会、名誉会議、企画調整会議、運営委員会及び必要に応じて特別委員会を設ける。

(総会の開催と招集)

第 8 条 県連盟は、毎年 1 回年次総会を開催する。また、必要に応じ理事会又は 3 分の 1 以上の総会議員の要求により臨時総会を開催することができる。

2 総会は、連盟長が招集する。

(総会の構成)

第 9 条 総会は次に掲げる議員をもって構成する。

- (1) 日本連盟の加盟団を代表する者及び加盟団の各隊の隊長及び副長のうち隊ごとに 1 名。
- (2) 第 19 条に定める県連盟の役員
- (3) (1)の議員が(2)の議員を兼ねる場合は、代理人を(1)の議員として選定しなければならない。

(総会承認事項)

第 10 条 次の事項は年次総会において承認を受けるものとする。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 当年度の事業計画及び予算
- (3) その他重要事項

(理事会の責務)

第 11 条 理事会は、県連盟の目的を達成するために必要な事項を協議決定し、県連盟の維持、業務の執行及び運営の責に任ずる。

(理事会の構成)

第 12 条 理事会の構成は、次のとおりである。

- (1) 理事長 (議長)
- (2) 副理事長
- (3) 理事 (地区代表理事及び学識経験者理事)

2 連盟長、副連盟長、県連盟コミッショナー、県連盟副コミッショナー及び監事は、随時理事会に出席し発言することができる。ただし、議決には加わらない。

3 理事会は理事長が招集し、開催する。

(常任理事会)

第 13 条 常任理事会は、理事長、副理事長、地区代表理事によって構成する。

2 常任理事会は、必要事項について審議決定し、決定事項を理事会に報告する。

3 県連盟コミッショナーは、必要に応じて常任理事会に出席し、発言することができる。ただし、議決には加わらない。

(名誉会議)

第 14 条 名誉会議は、県連盟コミッショナー、名誉会議議員をもって構成し、県連盟の名をもってする表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。

2 本会議の決定事項は、理事会に報告する。

3 県連盟副コミッショナーは、随時名誉会議に出席し発言することができるが議決の数には加わらない。

4 名誉会議は、必要の都度県連盟コミッショナーが名誉会議議長として招集する。

(教育事業部及び運営委員会)

第 15 条 理事会の事業実施の機構として教育事業部を設け、県連盟コミッショナーの統括のもとに次の運営委員会を設ける。

(1) 総務委員会

(2) 指導者養成委員会

(3) プログラム委員会

(4) 広報委員会

2 運営委員会は、委員長、地区選出委員及び必要に応じて理事会の承認を得た委員により構成する。

3 委員長は、理事長及び県連盟コミッショナーが合議の上、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 委員長の任期は 4 月 1 日から就任 2 年目の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長は、学識経験者理事同格とする。ただし、理事会の議決に加わらない。

6 運営委員会には、必要に応じて委員の互選により、副委員長を置くことができる。

7 運営委員会は、委員長が招集する。

(運営委員会の任務)

第 16 条 運営委員会の任務は、次のとおりである。

(1) 総務委員会

ア ボーイスカウト運動の一般広報と宣伝に関する事項

イ 団の加盟登録審査に関する事項

ウ 育成団体に関する事項

エ 他団体との連絡及び協調に関する事項

オ 各種組織の構成とその運営に関する事項

カ ボーイスカウト運動の普及、団及び隊の拡充、団の分封並びに新団設立に関する事項

キ その他組織及びその拡充に関連する事項

ク 年間財政計画、長期財政計画及びその推進に関する事項

ケ 資金調達とその維持及び利殖に関する事項

コ 予算並びに決算に関する事項

サ その他財政に関する事項

シ 加盟員の保健に関する事項

ス 隊集会及び行事等における衛生並びに安全に関する事項

セ 傷害保険・賠償責任保険・日本連盟傷害共済制度に関する事項

ソ 非常時・災害時における奉仕作業及びそれに対する支援に関する事項

タ 救急法に関する事項

チ その他健康及び安全に関する事項

(2) 指導者養成委員会

ア 年間指導者訓練計画に関する事項

イ 指導者養成機関の開設並びに指導要員の選定と委嘱に関する事項

ウ 指導者養成機関外で行う指導者の指導能力向上の施策に関する事項

エ その他指導者養成に関する事項

(3) プログラム委員会

- ア スカウトの進歩及び進級に関する事項
- イ 考査及び面接の基準の維持とその推進に関する事項
- ウ 面接委員会の設置とその運営に関する事項
- エ 菊章及び富士章の申請及び授与に関する事項
- オ 技能章考査員選定と考査網の拡大及び考査実施の援助と促進に関する事項
- カ スカウトのプログラムに関する事項
- キ その他進歩及び進級に関する事項
- ク 年間行事計画に関する事項
- ケ 行事の実施計画に関する事項
- コ 対外奉仕活動に関する事項
- サ スカウトの舎営及び野営の指導に関する事項
- シ その他の舎営、野営及び行事に関する事項
- ス 宗教及び信仰に関する事項
- セ 宗教章取得に関する事項
- ソ スカウツタウンに関する事項
- タ その他宗教儀礼等に関する事項

(4) 広報委員会

- ア 広報活動に関する事項
- イ 広報紙の発行に関する事項
- ウ 県連盟ホームページに関する事項
- エ 情報提供に関する事項
- オ 情報化の推進に関する事項

(特別委員会)

- 第17条 理事会より委任された特定部門の任務を行うため、必要に応じて特別委員会を設置する。その任務及び期間は、設置の都度理事会が指示する。
- 2 特別委員会は、委員長、副委員長、地区選出委員及び必要に応じて理事会の承認を得た委員により構成する。
 - 3 委員長は、理事長及び県連盟コミッショナーが合議の上、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 5 副委員長は、委員の互選により選任し、委員長の事故または欠員のときこれを代理する。
 - 6 委員長は、学識経験者理事同格とする。ただし、理事会の議決に加わらない。
 - 7 特別委員会は、委員長が招集する。

(企画調整会議)

- 第18条 企画調整会議は、県連盟コミッショナー、運営委員長をもって構成し、県連盟の目的を達成するために必要な事業について協議決定する。
- 2 本会議の決定事項は、理事会に報告する。
 - 3 理事長及び県連盟副コミッショナーは、随時企画調整会議に出席し発言することができるが議決には加わらない。
 - 4 企画調整会議は、必要の都度県連盟コミッショナーが議長として招集する。

第4章 役員

(役員の種類・定員・任期)

第19条 県連盟の役員は次のとおりである。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 連盟長 | 1 名 |
| (2) 副連盟長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理事 | |
| ア 地区代表理事 | 地区ごとに1名 |
| イ 学識経験者理事 | 若干名 |
| (6) 県連盟コミッショナー | 1 名 |
| (7) 県連盟副コミッショナー | 若干名 |
| (8) 名誉会議議員 | 地区ごとに2名 |
| (9) 監事 | 2 名 |

2 県連盟の役員の任期は、特に定めのあるものを除き年次総会において選出された時から2年目の年次総会において次期役員が選出された時までとする。ただし、再任を妨げない。

(連盟長)

第20条 連盟長は、理事会の発議により年次総会において推戴する。

- 2 連盟長は、県連盟を統理する。
- 3 山口県知事が連盟長の場合、任期はその在任期間とする。

(副連盟長)

第21条 副連盟長は、理事会の発議により年次総会において推戴する。

- 2 副連盟長は連盟長を補佐し、その事故又は欠員のときこれを代理する。
- 3 山口県教育委員会教育長が副連盟長の場合、任期はその在任期間とする。

(理事長)

第22条 理事長は、理事の互選により就任する。

- 2 理事長は理事会の議長となり、県連盟を代表するとともにその業務を統理する。

(副理事長)

第23条 副理事長は、理事の互選により就任する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、その事故又は欠員のときこれを代理する。

(地区代表理事)

第24条 地区代表理事は、当該地区の地区委員長があたり、年次総会において確認される。

- 2 地区代表理事は当該地区を代表し、県連盟の運営に参画する。

(学識経験者理事)

第25条 学識経験者理事は、理事長及び県連盟コミッショナーが合議の上、地区代表理事に諮問した後、年次総会の承認を経て就任する。

- 2 山口県教育庁社会教育・文化財課長が学識経験者理事の場合、任期はその在任期間とする。

(県連盟コミッショナー)

第 26 条 県連盟コミッショナーは、理事会の議を経て連盟長が日本連盟に推薦し、教育本部会議の議を経て教育本部コミッショナーが委嘱する。

- 2 県連盟コミッショナーの任期は、1月1日から就任2年目の12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 県連盟コミッショナーは、県連盟におけるボーイスカウト運動が、教育規定及び県連盟規約に従って展開されるように指導並びに助言を行い、理事会のもとで、特に教育・指導面について円滑な推進を図り、その結果について理事会に対して責任を負うとともに、教育・指導面で県連盟を代表する。
- 4 県連盟副コミッショナーを統括し、所要の業務を分担させるとともに、地区コミッショナー及び団担当コミッショナーに対して必要な指導及び助言を行う。
- 5 県連盟コミッショナーの担当する業務は、次のとおりである。

(1) スカウトのプログラムに関すること。

- ア 各部門のプログラム活動に関すること。
- イ 野外活動に関すること。
- ウ 奉仕活動に関すること。
- エ スカウト活動時の安全に関すること。
- オ スカウト国際交流・国際理解に関すること。
- カ その他スカウトのプログラムに関すること。

(2) アダルトリソースズに関すること。

- ア アダルトリソースズ方針の推進に関すること。
- イ 今後ボーイスカウト運動にかかわる成人の人材開発、訓練の場の提供、学習の支援及び人材活用に関すること。
- ウ トレーニングチームに関すること。
- エ その他アダルトリソースズに関すること。

(3) 組織及び情報伝達に関すること。

- ア 地区・団・隊の組織及び情報伝達に関すること。
- イ 団等の加盟登録に関すること。
- ウ 他団体、地域社会等との情報交換に関すること。
- エ 制服、記章及び標章の着用に関すること。

(4) 地区コミッショナーに対する指導及び助言に関すること。

(5) 県連盟の名誉会議を主宰すること。

(県連盟副コミッショナー)

第 27 条 県連盟副コミッショナーは、必要に応じて県連盟コミッショナーの推薦により、理事会の議を経て連盟長がこれを委嘱する。

- 2 県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーの任務を全般的に補佐し、また、特に与えられた任務を履行する。
- 3 県連盟副コミッショナーは、運営委員会委員長の事故または欠員のときその任務を代行する。
- 4 県連盟副コミッショナーの任期は、1月1日から就任2年目の12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会議議員)

第28条 名誉会議議員は、年次総会において選出し連盟長が委嘱する。

(監事)

第29条 監事は、年次総会において選出する。

2 監事は、県連盟の収支状況につき監査する。

3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(名誉役員)

第30条 県連盟は、理事会の決議により名誉役員として顧問、相談役及び参与を置くことができる。

(県連盟長老・県連盟先達)

第31条 連盟長は、教育及び指導面に特に功績顕著であった者に対し、理事会の推薦により県連盟長老あるいは県連盟先達の称号を贈ることができる。

2 県連盟長老及び県連盟先達の礼遇は県連盟役員に準ずる。

(役員の補充)

第32条 役員の死亡又は辞任に伴い欠員が生じた場合、地区代表理事は1か月以内に補充し理事会に報告する。他の役員については、理事会が必要と認めた場合に補充する。

2 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第33条 役員はすべて無給とする。

第5章 事務局

(事務局)

第34条 県連盟の事務執行機関として事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長のほか事務局次長及び事務に従事する職員を置くことができる。

(事務局長)

第35条 事務局長は、理事長が任免する。ただし任免については理事会の承認を得なければならない。

2 事務局長の任務は次のとおりである。

(1) 教育規定及び県連盟規約等を遵守し、理事会の決定のもとに県連盟の事務を執行する。

(2) 理事会、常任理事会、名誉会議、及び企画調整会議に幹事役として出席する。ただし、議決には加わらない。

(3) 事務局の長として、事務局の運営及び管理にあたりるとともに、理事長の承認を経て事務局職員を任免する。

(事務局次長)

第36条 事務局次長は、理事長が任免する。

2 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその任務を代行する。

(給与)

第37条 事務局長、事務局次長及び事務局職員は、理事会の議を経て有給とすることができる。

第6章 経理

(資金の管理)

第38条 県連盟の資金及び経理は、理事会の指示に従い維持されなければならない。

(資金の充足)

第39条 県連盟の経理は、県連盟の定める登録料、補助金及びその他の収入をもって当てる。
ただし、登録料は総会の承認を経てこれを決定する。

(会計年度)

第40条 県連盟の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 表彰

(表彰)

第41条 表彰は、有功記章又は賞状の贈呈あるいは授与により行う。

(表彰の種類とその基準)

第42条 県連盟の名をもって贈呈又は授与するものは、次のとおりである。

(1) 県連特別有功章

県連盟のスカウト運動に対し、多年にわたり功績のあった加盟員に贈呈する。

(2) 県連有功章

県連盟のスカウト運動に対し、多年にわたり功労のあった加盟員に贈呈する。

(3) 県連感謝章

県連盟のスカウト運動に対し尽力した者で、県連盟として感謝を表す者に授与する。

(4) 善行章

スカウト精神に基づき善行を行い、スカウトの模範となる者に授与する。

(5) 善行綬

スカウト精神に基づき、スカウトの模範となる善行のあった隊又は班に授与する。

(6) 感謝状

県連盟として感謝の意を表するものに贈呈する

(7) 褒状

県連盟として褒賞に値する者に授与する。

(表彰の手続)

第43条 地区協議会の申請又は名誉会議自体の発議により、名誉会議の審議を経て理事会に報告し、所定の手続の後、連盟長の名をもって贈呈又は授与する。

第8章 地区組織

(地区の構成)

第44条 地区は、地区内すべての加盟団をもって構成する。

(目的)

第45条 地区の目的は次のとおりである。

- (1) 各団の独立と主体性を妨げることなく、その地域のボーイスカウト運動を保護し隆盛ならしめること。
- (2) 各団相互の間及び地域内の同様の目的を有する他の団体と調和的協働を保つこと。
- (3) 県連盟の総会、理事会、各運営委員会及び特別委員会の採用した方針並びにプログラムを地域的に実施せしめ、かつ、地域の状況及び希望を県連盟に伝達反映すること。

(地区協議会)

第46条 地区は地区協議会を開催する。

- 2 地区協議会は、必要に応じて地区協議会長の招集により開催し、地区協議会長が議長となり、地区委員長、地区コミッショナー及び各委員長からの報告、伝達及び協議を行う。
- 3 地区協議会の構成は次のとおりである。

- (1) 地区役員
- (2) 各団委員長
- (3) 各隊の隊長及び副長

(地区総会)

第47条 各地区は、県連盟年次総会の前に地区総会として地区協議会を開催し、次のことを行う。

- (1) 地区役員を選出
- (2) 前年度の事業報告及び決算報告
- (3) 当年度の事業計画及び予算

(地区委員会)

第48条 地区に地区委員会を設ける。

- 2 地区委員会は地区役員で構成し、地区委員会は地区総会で承認された計画に従い運営する。

第9章 地区役員

(地区運営委員会・地区特別委員会)

第49条 地区委員会は、下部機構として次の地区運営委員会を設けることができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 指導者養成委員会
- (3) プログラム委員会
- (4) 広報委員会

- 2 県連盟における特別委員会の設置に併せて、地区に特別委員会を設けることができる。

(地区役員・定員・任期)

第50条 地区役員は、次のとおりである。

- | | | | |
|------------------------------|-----|------------|-----|
| (1) 地区協議会長 | 1名 | 同副会長 | 若干名 |
| (2) 地区委員長 | 1名 | 同副委員長 | 若干名 |
| (3) 地区コミッショナー | 1名 | 地区副コミッショナー | 若干名 |
| (4) 団担当コミッショナー | 若干名 | | |
| (5) 地区運営委員会委員長、または県連盟運営委員会委員 | | 委員会ごと | 1名 |
| (6) 地区特別委員会委員長、または県連盟特別委員会委員 | | 1名 | |
| (7) 事務長 | 1名 | | |
| (8) 監事 | 2名 | | |

2 地区の実情に応じて他の役員をおくことができる。

3 地区役員の任期は、特に定めのあるものを除き地区総会において選出された時から2年目の地区総会において次期役員が選出された時までとする。ただし、再任を妨げない。

(地区協議会長・同副会長)

第51条 地区協議会長は、地区内のボーイスカウト運動を代表する。

2 副会長は、地区協議会長を補佐し、その事故または欠員のときこれを代理する。

(地区委員長)

第52条 地区委員長は、地区委員会の議長となる。

2 地区委員長は、地区代表として地区の意向を理事会に反映せしめ、理事会の方針及び決定事項を地区に報告する義務を有する。

(地区コミッショナー)

第53条 地区コミッショナーは、県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦により、理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

2 地区コミッショナーの任期は、7月1日から就任2年目の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 地区コミッショナーは、地区内におけるボーイスカウト運動が教育規定、県連盟規約等に従って展開されるように指導・助言を行い、地区委員会のもとで特に教育・指導面について円滑な推進を図り、その結果について地区委員会に対して責任を負うとともに、教育・指導面で地区を代表する。また、地区副コミッショナーを統括し、所要の業務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して必要な指導・助言を行う。

4 地区コミッショナーが担当する業務は次のとおりである。

(1) スカウトのプログラムに関すること。

ア 各部門のプログラム活動に関すること。

イ 野外活動に関すること。

ウ 奉仕活動に関すること。

エ スカウト活動時の安全に関すること。

オ スカウト国際交流・国際理解に関すること。

カ その他、スカウトのプログラムに関すること。

(2) アダルトリソースズに関すること。

ア アダルトリソースズ方針の推進に関すること。

イ 今後ボーイスカウト運動にかかわる成人の人材開発、訓練の場の提供、学習の支援

- 及び人材活用に関すること。
- ウ その他、指導者及びその訓練に関すること。
- (3) 組織及び情報伝達に関すること。
 - ア 地区・団・隊の組織及び情報伝達に関すること。
 - イ 団等の加盟登録に関すること。
 - ウ 他団体、地域社会等との情報交換に関すること。
 - エ 制服、記章、標章、有功記章、宗教章、進歩記章等の着用に関すること。
- (4) 団と隊の指導・助言・援助に関すること。

(地区副コミッショナー)

- 第54条 地区副コミッショナーは、必要に応じて地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、理事会の議を経て連盟長が委嘱する。
- 2 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーの任務を全般的に補佐し、また、特に与えられた任務を遂行する。
 - 3 地区副コミッショナーの任期は、7月1日から就任2年目の6月30日までとする。ただし、地区コミッショナーとは隔年とし、再任を妨げない。

(団担当コミッショナー)

- 第55条 団担当コミッショナーは、地区副コミッショナーと同様の手続をもって委嘱する。
- 2 団担当コミッショナーは、地区コミッショナーの指導と助言を受け、担当する団及び隊が、教育規定及び県連盟規約等に従い、効果的にプログラムが実施されるよう団の訪問・巡回をとおして団委員会及び隊指導者に指導・助言・援助を行う。
 - 3 団担当コミッショナーは、おおむね3～5個団に1人を委嘱する。
 - 4 団担当コミッショナーの任期は、7月1日から就任2年目の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

(地区運営委員長・地区特別委員会委員長)

- 第56条 地区運営委員長または県連盟運営委員会委員及び地区特別委員会委員長または県連盟特別委員会委員は、地区を代表し、県連盟運営委員会及び特別委員会の構成員となる。
- 2 地区運営委員長及び地区特別委員会委員長は、地区に運営委員会及び特別委員会が設置されたとき当該委員会を主宰する。

(事務長)

- 第57条 事務長は地区における事務処理を担当する。

(監事)

- 第58条 監事は、収支状況を監査する。

(制限)

- 第59条 隊指導者は、やむを得ない場合のほか地区協議会長、地区委員長及び監事に就任すべきではない。

(加盟登録)

- 第60条 地区役員は、教育規定第2章に従い県連盟加盟登録時に登録する。

第10章 付 則

(教育規定の適用)

第61条 県連盟規約にない条項については、すべて教育規定による。

(規約の改正)

第62条 県連盟規約の改正は、総会において出席議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、各条項の本旨及び内容を変更することなく、文体を変更し、又は字句を加除修正しようとするときは、理事会の決議による。

- 2 前項の規定に係わらず市町村合併による市町村の区域・名称の変更及び山口県の部署・役職名の変更については、事後遅滞なく改正し、理事会の確認を経て施行する。

(施 行)

第63条 本規約は平成20年6月8日に一部改正し施行する。

- 2 本規約は、改正後日本連盟へ届け出をする。

昭和23年7月 3日 規約制定

昭和38年4月21日 改正

昭和52年5月15日 改正

注 一部改正は省略

